

第1章 高梁市スポーツ推進計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、平成20年3月に「高梁市スポーツ振興計画」を策定し、「一人1スポーツ実施の推進による心身の健康保持増進とスポーツによる交流のまちづくり」を目指し、生涯スポーツの推進や施設整備等、様々な施策を展開してまいりました。その間、総合型地域スポーツクラブの設立、高梁市体育協会（以下「体育協会」という。）の一般社団法人化が進められ、スポーツに対し地域住民がより自主的主体的に取り組む動きが高まってきました。

こうした中、国は平成23年6月に「スポーツ振興法」を50年ぶりに改訂し、スポーツに関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、スポーツ立国の実現を目指すことを明言した「スポーツ基本法」を施行しました。平成24年3月には、同法第9条の規定に基づきスポーツの推進に関する基本的な計画「スポーツ基本計画」が策定されました。さらに、中間期である平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」が策定され、計画の見直しが図られました。

また、同法第10条では国の基本計画を参考にし、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。これを受け、県では平成25年度から10カ年の計画期間でスポーツ立県おかやまの実現を目指した「岡山県スポーツ推進計画」が策定されました。

一方、本市においては、平成27年3月に「高梁市新総合計画後期基本計画」が策定され、「ひと・まち・自然にやさしい高梁」の実現に向け、5年間の計画期間において取り組む施策の体系とその進め方を明らかにしました。

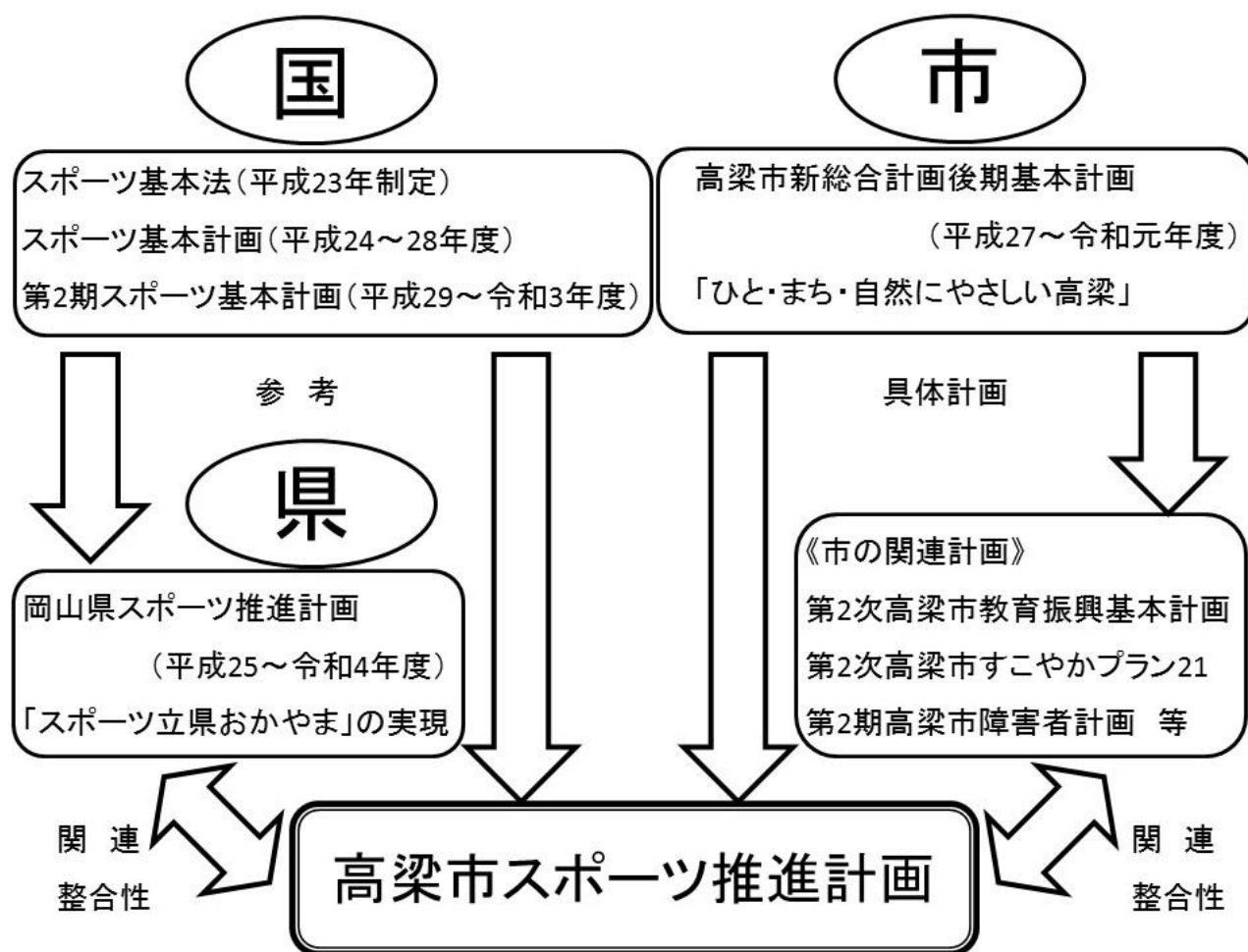
こうした国や県、また本市の動向を踏まえ、10年の計画期間が満了となる現行の計画を見直し、本市の実情に即した「高梁市スポーツ推進計画」を新たに策定します。

本計画では、本市におけるスポーツ推進の指針を示すとともに、市民、行政、各団体の役割を明確化し、互いに連携と協働を図っていくための具体的方策を明らかにすることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本法」の目的・基本理念を踏まえ、同法第10条に規定する地方スポーツ推進計画として、国の「スポーツ基本計画」及び「第2期スポーツ基本計画」を参考にし、「岡山県スポーツ推進計画」と関連づけながら、本計画を策定します。

また、「高梁市新総合計画後期基本計画」を本市における最上位計画とし、「第2次高梁市教育振興基本計画」等、本市に関わる様々な分野の諸計画との整合性を図りながら本計画を策定し、本市の将来像である「ひと・まち・自然にやさしい高梁」の実現を目指します。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和元（2019）年度を初年度とし、令和10（2028）年度を最終年度とする10年間とします。ただし、この期間中、計画の進行状況や社会情勢等の変化に応じて、大幅な計画の見直しが必要な場合は、必要に応じて計画の変更を検討していきます。なお、本計画が策定されるまで、「高梁市スポーツ振興計画」を継承するものとして扱います。

4. スポーツの定義

本計画は、スポーツを幅広く捉え、ルールに基づいて活動する競技スポーツのみでなく、健康増進や体力向上を目的とした日常的な運動（ウォーキング、体操、ストレッチ等）や身体を動かすことによる表現活動（ダンス等）もスポーツとして捉えます。

また、自ら身体を動かして行う「する」スポーツだけでなく、プロスポーツをはじめとした各種競技大会を観戦する「みる」スポーツ、監督・指導者やスポーツ大会等のスタッフ・ボランティア、そしてプロスポーツチームのファンやスタッフとして関わる「ささえる」スポーツもスポーツ活動として捉えます。

このように、スポーツの概念や定義を広く捉え、全ての市民が何らかの形でスポーツに関わることを目指し、スポーツを推進していきます。

「する」



『スポーツ』



「みる」



「ささえる」